

(意見書案第 22 号)

TPP 交渉への参加を行わないよう求める意見書

世界的に食料需要が増大し食料輸出国における輸出規制などにより、食料供給に不安定要素が増す中で、国は本年 3 月に策定した新しい基本計画において、我が国の食料自給率を 50%に引き上げることとし、また、先日開催された APEC 食料安全保障担当大臣会合は「地域内の食料増大等を図り、世界的な食料不足に柔軟に対応できる不安のない食生活を保障していく」ことを宣言した。

北海道農業は我が国最大の食料供給地域として、米、小麦、バレイショ、てん菜、酪農等を中心に、専門的な経営を主体に良質な農産物を安定供給してきており、本道水産業においても全国の約 2 割弱を生産するなど、国民への食料安定供給を図り、食料自給率の向上に寄与している。

さらに、食料加工や流通、観光等の多くの産業と密接に結びつき、本道経済・社会を支える地域の基幹産業として大きな役割を果たしていることから、次代を担う子供たちに、北海道農水産業・農漁村を貴重な財産として引き継いでいくことが求められている。

しかしながら、我が国が参加を検討している TPP (環太平洋パートナーシップ協定) は、原則 100%関税撤廃とされており、我が国農業と比べ生産規模が極めて大きい米国や豪州などを含む複数国との交渉となることから、高いハードルが課せられる交渉環境にあり、仮に重要品目の関税撤廃の例外措置が認められない場合、本道の農業生産額は 5563 億円失われ、本道の販売農家全戸数の 7 割を超える 3 万 3000 戸の農家の営農が困難になるばかりでなく、17 万人の雇用が消失するなど、その経済的影響額は 2 兆 1000 億円を超えると試算されており、この他に漁業生産額にも 500 億円を超える影響が予想され、地域社会の崩壊さえ懸念されている。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、「多様な農業の共存」を基本理念として堅持し、本道地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えかねず、時期尚早とも言われている TPP 交渉への参加を行わないよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 関税撤廃を原則とする TPP 交渉への参加は行わないこと。
- 2 EPA・FTA 等あらゆる国際交渉においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目、並びに主要水産物を関税撤廃の対象から除外すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 11 月 26 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣

宛